

いわゆる社会保険料削減ビジネスを行っていると思われる事業所 に対する事業所調査の状況について（報告）

1. 事業所調査の概要及び調査状況

- 本来国民健康保険・国民年金が適用されるべき個人事業主等を対象に、会費を徴収した上で法人の役員に加入させ、使用関係の実態のないまま社会保険を適用させるサービス（いわゆる「社会保険料削減ビジネス」）を行っている事業者が存在。令和8年3月18日付けで、厚生労働省から日本年金機構等に対して、社会保険料削減ビジネスのような形態での社会保険の適用は認められない旨の通知を発出し、事業所調査を実施中。

※ 日本年金機構において、事業所HPの情報や第三者からの通報等により、社会保険料削減ビジネスを行っていると思われる事業所を把握。

- 社会保険料削減ビジネスを行っていると思われる事業所に対して行った、令和8年8月31日時点の事業所調査の状況は以下のとおり。

令和8年8月31日時点の数値

項目	事業所数・喪失人数
社会保険料削減ビジネスを行っていると思われるため、 事業所調査を実施した事業所数	45社
事業所調査を実施した事業所のうち、 指導により 対象者全員の被保険者資格喪失届を提出した事業所数	38社 ※ その他は調査継続中
事業所調査による指導により、 被保険者資格を喪失した人数	11,610人

2. 今後の対応

- 事業所調査の過程で、これまで把握していなかった手法を用いている事案^(※)なども確認されたところ、こうした事案についても使用関係の実態のない社会保険の適用は認められない旨の通知を、9月14日付けで発出。

※ 勤務時間が極端に短い従業員が多数、事業主としての活動と法人従業員としての業務が類似 等

- 3月の通知や上記の通知に基づき、調査継続中の事案について引き続き対応を進めるとともに、今後不適正な事案を把握した際には、速やかに事業所調査の上必要な指導等を行うなど、厳正に対応していく。